2　農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

基本計画に定める農林漁業の健全な発展に資する取組については、市町村がそれぞれの実情に応じて個別具体的に定めるものであるが、参考になる取組の例として、以下の取組が挙げられる。

⑴　農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保

・　発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組

・　発電事業者が売電収益の一部を活用して、太陽光発電設備が整備される区域が含まれる地域において無農薬で栽培されるなど特色のある米の販売を都市部において促進する取組　等

⑵　農林漁業関連施設の整備

・　風力発電設備の近隣において発電設備の見学者等に地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所を整備・運営する費用として、売電収益の一部を支出する取組

・　風力発電から得られた収益の一部を基金化し、地域の重要な資源である森林の間伐や間伐材の搬出費用に使う取組　等

⑶　農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進

・　木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組。また、その際発生する熱を近傍に整備した園芸ハウスに供給し、暖房費を軽減する取組

・　発電設備で発電される電力の一部を冷凍冷蔵施設等の漁港施設へ供給することにより、電力の使用量を削減し、施設使用料の負担軽減に資する取組

・　売電収益の一部を支出して地域の漁業者が負担する漁船保険や漁業共済の保険料等の一部を補助することにより、保険等への加入を促進し、地域の経営安定に資する取組　等

⑷　農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進

・　畜産業者から家畜排せつ物を引き取ってバイオマス発電を実施するとともに、当該発電に伴い発生した消化液や残さから製造した堆肥を低価格で提供する取組　等

3　農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合の留意事項

市町村は、農林漁業の健全な発展に資する取組として、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合には、人・農地プランとの整合性を図るなど、当該市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、当該区域の設定及び当該区域において実施する具体的な取組の決定を行うものとする。

4　その他

基本計画においては、農林漁業の健全な発展に資する取組を具体的に定めた上で、これ以外の望ましい取組として、地域の実情に応じた再生可能エネルギー電気の活用方法（例：災害時の学校、病院等の公共施設への電力の優先供給等）について定めても差し支えない。

また、再生可能エネルギー発電事業の売電収益から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代等に代えて毎年の売電収益の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならないことに留意する必要がある。

第5　その他の基本計画の作成に関する基本的事項

1　基本計画の作成に関する留意事項

第1から第4までに定めるもののほか、市町村は、基本計画の作成（基本計画の変更を含む。以下同じ。）に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

⑴　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

当該市町村の未利用資源の賦存状況や土地の利用状況、再生可能エネルギー電気の発電の導入可能性、農林漁業の生産活動への影響、自然環境の保全や景観との調和への配慮の必要性等を踏まえ、地域の関係者の理解を得ながら適切に定めるものとする。また、農山漁村に存在する未利用の資源を活用した農山漁村の活性化に向けた他の方策との整合性の確保を図るよう努めるものとする。

⑵　設備整備区域

市町村は、再生可能エネルギー電気の発電に利用できる資源の賦存状況、系統連系の可能性を見極めるとともに、当該市町村における土地利用に関する計画との整合性を確保しながら、設備整備区域を設定するものとする。

また、設備整備区域に自然公園の区域を含めようとするときは、優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進を確保する観点から、自然公園法に基づく行政事務を所掌する国又は都道府県の担当部局と事前に調整することが望ましい。

さらに、設備整備区域に水域を含めようとするときは、船舶航行の安全性の観点から、海上保安庁と事前に調整を行うよう努めるものとする。

また、設備整備区域に漁港区域以外の水域を含めようとするときは、船舶の交通の確保やその水域周辺の適正な利用の確保又は国土の保全の観点から、港湾、海岸及び河川の行政事務を所掌する国及び地方公共団体の担当部局と事前に調整を行うよう努めるとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備をするに当たり必要最小限の範囲とするものとする。

⑶　設備整備区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

市町村は、必要に応じ、設備整備者や再生可能エネルギー電気の発電について専門的な知見を有する者の意見を聴いた上で、設備整備区域において整備する発電設備の種類及び規模を定めるものとする。

⑷　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する目標及びその達成状況についての評価

市町村は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電による地域の所得の向上や雇用の創出（特に木質バイオマス発電の場合）に関する指標、その達成時期、これを達成するために必要な再生可能エネルギー発電設備の設備容量、総発電量に関する指標等を目標として設定するよう努めるものとする。

また、目標に照らした進捗状況の把握、目標が達成されない場合の原因分析等の方法やこれらの実施時期を評価の内容として定めるよう努めるものとする。

⑸　農林地所有権移転等促進事業

農林地所有権移転等促進事業は、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備とその周辺の地域における農地の集約化等農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため、農林地等についての権利移転等を一括して行うことを可能とする制度である。

農林地所有権移転等促進事業の適正かつ効果的な運用を図る観点から、市町村は、基本計画に当該事業に関する事項を定める場合には、以下の事項に留意するものとする。

なお、被災市町村においては、再生可能エネルギー発電設備の整備及び地域の農林業の復興に資する農林地の確保のために多くの関係者の間で土地の権利の調整が必要になっていることに鑑み、これを円滑に進める観点から、本事業が積極的に利用されることが望ましい。

①　農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

市町村は、再生利用が困難な荒廃農地の有効活用や農業の担い手への農地の集約化等当該市町村の区域内でこの事業が行われることの具体的な意義を明らかにするものとする。

②　地代又は借賃の額の算定基準等

本事業により設定又は移転される権利に係る対価、地代又は借賃の額等については、地域における他の再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格や農地価格等の形成を不当に歪めることとならないよう、同種の再生可能エネルギー発電設備の整備や農林地の農林業上の利用を行う場合の地代等と均衡するように定めることが重要である。また、当該権利の存続期間については、その土地の安定的な利用に支障を来さないよう定めることが重要である。このため、市町村は、基本計画で定める農林地所有権移転等促進事業により設定又は移転される権利に係る土地の地代や借賃等の算定基準等について、次に掲げる点を踏まえて定めるよう努めるものとする。